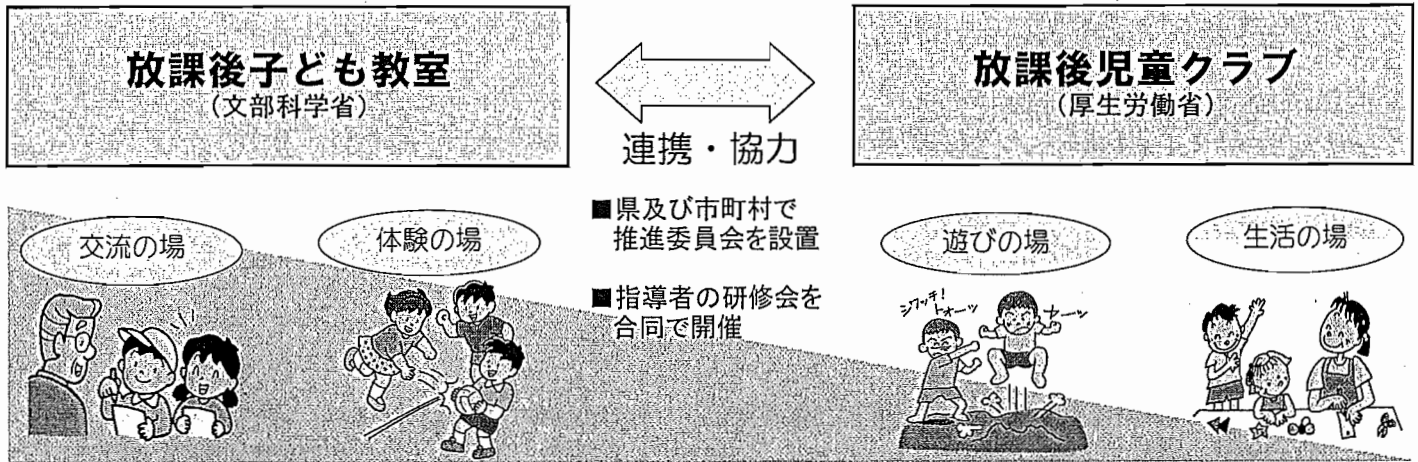


# 放課後子どもプランについて

放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携・協力して実施するため、H19年度から新たに放課後子どもプランとして開始した。



■ 県及び市町村で  
推進委員会を設置

■ 指導者の研修会を  
合同で開催

○ 地域の大人の協力を得て、学校の余裕教室や校庭等に、安全・安心して活動できる子どもの活動拠点(居場所)を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を推進

○ 小学生から中学生まで  
すべての児童生徒(自主的に参加)

○ 147か所(H19)

・小学校	59か所
・公民館	53か所
・空き店舗 など	35か所

○ 休日中心に実施(H19)

～100日	126か所
101日～200日	13か所
201日～	8か所

○ 地域の様々な分野の大人を  
安全管理員及び学習アドバイザーとして配置

補助金		
国(1/3)	県(1/3)	市町村(1/3)
国(1/3)	政令指定都市・中核市(2/3)	

## 目的

○ 児童福祉の観点から、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、児童厚生施設等の施設を利用して、専用の部屋を確保し、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る。

## 対象

○ 保護者が共働きなど留守家庭の児童  
○ おおむね10歳未満(小学3年生)の児童

## 実施か所数 (岡山県)

○ 305か所(H19)

・学校の余裕教室	90か所
・学校敷地内専用教室	111か所
・児童館 など	104か所

## 開設日数 (岡山県)

○ 平日の放課後・土曜日等  
に実施(H19)

～249日	123か所
250日～	182か所

※基準開設日数: 250日に設定

## 指導員

○ 専任の指導員を配置

## 経費

補助金(1/2)			保護者負担 (1/2)
国(1/3)	県(1/3)	市町村(1/3)	
国(1/3)	政令指定都市 ・中核市(2/3)		

## 活動の様子

### 【放課後子ども教室】



### 【参加者の声】

- ・和だいこクラブに入って、初めは曲を覚えたりするのが大変だったけど、だんだん上手になってとてもうれしかった。
- ・これまでに、囲ご教室や川づくり教室、環境学習やガラス玉細工、お菓子の家づくりやきびだんごづくりなど、たくさんの教室に参加した。何回か参加しているうちになれてきて、大人の人から声をかけてもらえてうれしくなった。

### 【保護者の声】

- ・家庭では見ることのできない子どもの表情や、子ども同士のつながりや大人との関係を知ることができ、得るものが多かった。
- ・今後はもっと声をかけて、一人でも多くの保護者に活動を知ってもらい、積極的に関わっていけたらと思った。

[自由記述から抜粋]

### 【放課後児童クラブ】



### 【参加者の声】

- ・お家だとひとりだけど、クラブに来たらいっぱい遊べる人がいるから楽しい。
- ・折り紙の新しい折り方なんかを先生に教えてもらって楽しかった。

### 【保護者の声】

- ・集団の中で過ごすという家ではできない体験ができ、そういう中で人間関係を小さな時から学べる機会が与えられて感謝している。
- ・1年生から3年生まで上下の関係なく、みんな仲良くしている姿を見て安心した。
- ・大勢を見るのはたいへんだけど、先生と子どもとの信頼関係ができているのでうまくいくと思った。

[自由記述から抜粋]

# 「放課後子どもプラン」平成19年度予算の概要

## 《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に盛り込んだところ。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

## 「放課後子どもプラン」のポイント

※[]内が事業担当省

### 「放課後子どもプラン推進事業」

事業内容

放課後子ども教室推進事業(新規)  
【文部科学省】

放課後児童健全育成事業  
【厚生労働省】

趣旨

▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

※平成16年度からの緊急3か年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設

▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条第2第2項に規定)

▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

予算額

68.2億円  
※事業費ベースで平成18年度比約3倍

国庫補助金  
(補助率1/3)

158.5億円(38.3億円増)

か所数

10,000か所

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

20,000か所(5,900か所増)

ソフト面

- 地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3か年計画)の取組を踏まえた事業の推進  
・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大
- 学習支援の充実  
・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る
- 次年度からの取組支援  
・残りの1万か所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援

- 基準開設日数(250日)の設定  
・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施
- 必要な開設日数の確保  
・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止
- 適正な人数規模への移行促進  
・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進

ハード面

- 「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の創設

- 新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増
- 既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設

## 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】